

その結果、平成30年度の予算額は162百万円である一方、決算額は16百万円であり、執行率は9.9%と非常に低い状況であった。
平成30年度について、執行率が低い理由及び対策について確認したところ、以下のとおりであった。

【産業労働局の回答】

(要因)

当該補助金は、単に施設の整備や活動費の補助を目的としておらず、他の商店街のモデルとなりうる先進的な取組として、事業の具体性や発展性、継続性等が求められることから、申請団体にとってはやや敷居が高いものになっていることが考えられる。

(対策)

審査会は書類審査のみとなっていることから、スナックアツアツ応援事業等を活用して、第三者の意見も交えながら、申請内容をより具体的に実現可能なものとして提案してもらえよう働めている。

(意見1ー16) 商店街空き店舗活用事業の活用について

都では、商店街の空き店舗問題に対して、先進的な取組により地域課題の解決や賑わい創出を行う商店街を支援し、都内商店街の空き店舗活用のモデル的事例として広く波及させるため、空き店舗活用モデル事業を行っている。

他の商店街のモデルとなりうる先進的な取組として、事業の具体性や発展性、継続性等が求められることから、商店街にとってはやや敷居が高いと考えられ、申請件数は、平成29年度は1件、平成30年度は2件にとどまっている。

商店街の空き店舗が長期化すると、商店街全体の雰囲気や悪影響を及ぼす可能性がある。将来的な事業の発展、継続に結び付けられるようなアイデアの創出と具体化に寄与するための研修を活用するなど、有効な対応を実施の上、商店街空き店舗活用事業を広く活用されたい。

7. 総合的支援施策について

(1) 中小企業世界発信プロジェクト事業について

中小企業世界発信プロジェクトは、東京2020大会の開催等を契機とした中長期のビジネスチャンスや、都内の中小企業はもとより、日本全国の中小企業に波及させ、その優れた技術・製品等を世界に発信するプロジェクトである。中小企業世界発信プロジェクト事業の中で、「ビジネスチャンス・ナビ2020」の運営を行っている。

① 「ビジネスチャンス・ナビ2020」の運営

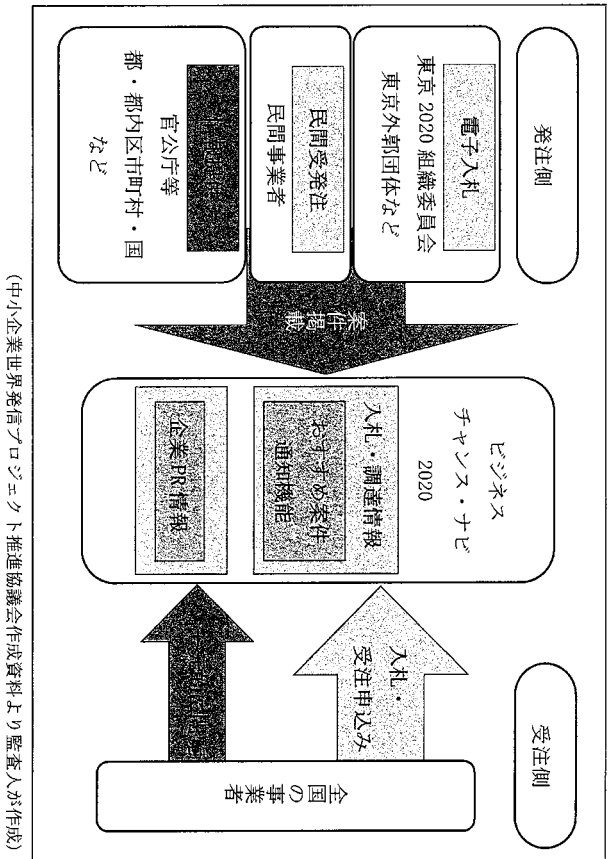
中小企業振興公社では、都内中小企業の受注機会の拡大に向けた取組として、平成28年4月から、東京2020大会等を契機とする官民の調達情報を一元的に集約した受発注のマッチングサイト「ビジネスチャンス・ナビ2020」が本格稼働し、民間発注案件の掲載や、都、国等、官公需の入札情報の提供を開始した。

「ビジネスチャンス・ナビ2020」は、都、東京商工会議所、東京都商工会議所連合会、東京都商工会連合会、東京都中小企業団体中央会、中小企業振興公社による「中小企業世界発信プロジェクト推進協議会」により運営されており、中小企業振興公社が事務局となっている。

② 「ビジネスチャンス・ナビ2020」の特徴

「ビジネスチャンス・ナビ2020」のシステムイメージは、図B1-7-1のとおりである。都内中小企業の支援を目的としているが、大企業も登録可能となっている。都内中小企業利用者は、低保証率の信用保証が利用可能になる等の支援制度が用意されている。

図 B1-7-1 「ビジネスチャンス・ナビ2020」のシステムイメージ



ビジネスチャンス・ナビの主な特徴としては、以下が挙げられる。

- (ア) オリジナル・パブリック競技大会組織委員会の電子入札に唯一参加可能である
- (イ) 東京都外部団体の電子入札機能がある
- (ウ) 民間企業同士のビジネスマッチング機能がある

他機関で運営しているビジネスマッチングサイトは、例として、独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営する「ジェグテック」や、日本全国の商工会議所が運営する「ザ・ビジネスモール」などが挙げられる。これらは、「ビジネスチャンス・ナビ2020」の主な特徴として記載した(ウ)の機能を有しており、この点においては、類似しているが、(ア)の電子入札機能は、ビジネスチャンス・ナビならではの機能となっている。また、電子入札機能のほか、都や区市町村等の入札情報の提供が行われている。したがって、従来にはない機能を備えたビジネスマッチングのシステムとして活用されることが期待されるものである。なお、(ウ)については中小企業世界発信プロジェクト発足当初からある機能で、(ア)(イ)はオリジナル・パブリック競技大会組織委員会の利用開始の

タイミングで導入されているものである。

「ビジネスチャンス・ナビ2020」の登録企業数について確認したところ、平成31年3月31日時点で、中小企業・大企業合わせて29,073件とのことであった。また、都外部団体の電子入札機能については、令和元年7月1日時点で15団体が利用している。

「ビジネスチャンス・ナビ2020」の利用状況については、入札・発注案件及びその件数がホームページで公開されており、活用が図られている。図 B1-7-2 は、令和元年9月27日時点のホームページ上で公開されている「ビジネスチャンス・ナビ2020」の入札・発注案件数である。

図 B1-7-2 「ビジネスチャンス・ナビ2020」の利用状況

ビジネスチャンス・ナビ2020の利用状況	
入札・発注 案件数 (発集中)	企業登録数
東京2020組織委員会 (電子入札)	9 件 (電子入札)
民間 (ビジネスマッチング)	129 件 (都・都内区市町村等 CAI情報)
	634 件

(ビジネスチャンス・ナビ2020 運営事務局ホームページより抜粋)

このように、「ビジネスチャンス・ナビ2020」は、ビジネスマッチングのシステムとしては、前述の(ア)(イ)の特徴を有する独自のシステムとして多くの自治体や企業に活用されてきたところである。しかしながら、東京2020大会に向けて開発が進められてきたものであり、特に大会終了後は、オリジナル・パブリック競技大会組織委員会の電子入札に唯一参加可能であるという特徴がなくなることから、電子入札機能について、活用されなくなる可能性が考えられる。

電子入札機能に対する投資額としては、「ビジネスチャンス・ナビ2020」のシステムに対して、平成31年3月31日時点までに資産計上された投資額は398百万円であり、この中に電子入札機能開発に係る投資額が含まれている。「ビジネスチャンス・ナビ2020」の機能追加の経緯は、表 B1-7-1 のとおりである。

表 B1-7-1 ビジネスチャンス・ナビ 2020 機能の経緯

平成 28 年度	サイトオーブン
4月 28 日	①民間受発注、②情報提供（都）、③情報提供（国、他県等）
12月 26 日	スタート
平成 29 年度	④情報提供（区市町村）
4月 3 日	スタート 組織委員会が利用開始
	⑤電子入札スタート

（東京都中小企業振興公社作成資料より監査人が作成）

平成 27 年度以降、機能追加も含めて段階的にソフトウェアとして合計で 398 百万円の資産計上が行われており、平成 29 年 3 月 31 日以降、電子入札機能に係る開発費が資産計上されている。電子入札機能の追加に関連するソフトウェアとしての資産計上額を集計したところ、235 百万円であった。なお、当該金額には、民間受発注機能追加に係る投資額も含まれる。表 B1-7-2 は、「ビジネスチャンス・ナビ 2020」の機能追加内容と取得価額を示したものである。

表 B1-7-2 ビジネスチャンス・ナビ 2020 機能追加内容と取得価額

資産名	取得日付	取得価額	対象機能
世界発信ビジネスチャンス・ナビ 2020 システム開発 (SE 作業)	平成 28 年 3 月 31 日	69,978,600 円	①民間受発注 ②情報提供（都） ③情報提供（国、他県等）
世界発信ビジネスチャンス・ナビ 2020 機能追加（28 年 9 月）	平成 28 年 9 月 30 日	32,270,400 円	①民間受発注 基本機能
世界発信ビジネスチャンス・ナビ機能追加（28 年 12 月発注情報連携）	平成 28 年 12 月 27 日	14,211,288 円	④情報提供（区市町村）
世界発信ビジネスチャンス・ナビ機能追加（29 年 3 月）	平成 29 年 3 月 31 日	12,441,600 円	①民間受発注 基本機能
世界発信ビジネスチャンス・ナビ（29 年 3 月、財務局・区市町村連携）	平成 29 年 3 月 31 日	33,673,968 円	②情報提供（都） ④情報提供（区市町村）
世界発信ビジネスチャンス・ナビ機能追加（29 年 3 月、電子調達機能）	平成 29 年 3 月 31 日	81,778,680 円	⑤電子入札

ビジネスチャンス・ナビ電子調達機能追加改修【二次開発】	平成 29 年 7 月 31 日	34,128,000 円	⑤電子入札
ビジネスチャンス・ナビ 2020 機能追加（平成 30 年 3 月）	平成 30 年 3 月 31 日	30,715,200 円	⑤電子入札 ①民間受発注 基本機能
ビジネスチャンス・ナビ 2020 新機能追加	平成 31 年 3 月 31 日	88,825,896 円	基本機能 ⑤電子入札 ①民間受発注

（中小企業振興公社作成資料より監査人が作成）

表 B1-7-2 のうち、電子入札機能に係る開発費が関連するものについて下線を付している。このようなおおむね 235 百万円もの投資を行い開発した電子入札機能については、東京 2020 大会終了までの短期間で機能を終えることなく、陳腐化しない範囲で活用を行うべきと考える。

電子入札機能に着目すると、都の電子入札のシステムとして「東京都電子調達システム」や東京電子自治体共同運営による「電子調達サービス」がある。「ビジネスチャンス・ナビ 2020」は、「東京都電子調達システム」や「電子調達サービス」にはない、都外都団体の電子入札機能を有するところに特徴がある。

「ビジネスチャンス・ナビ 2020」の電子入札機能の開発については、基本機能及び民間受発注機能の開発も一部含まれた上で算定すると、235 百万円の投資を行っており、当該投資を東京 2020 大会終了にかかわらず有効活用するため、電子入札機能の継続的な使用の可能性を検討する必要がある。

都は、電子入札機能について、東京 2020 大会終了後も継続して有効活用できるように、都外都団体の利用増加に向けた働きかけにより発注案件を増加させ、サイト内の受発注取引の活性化を図る方向で検討を進めていることであった。また、「ビジネスチャンス・ナビ 2020」を含む中小企業世界発信プロジェクト事業は、令和 2 年度末までの基金事業であり、基金事業終了までに、具体的な方向性を策定することが望まれる。

（意見 1-17）「ビジネスチャンス・ナビ 2020」の今後の活用について

「ビジネスチャンス・ナビ 2020」は、ビジネスワッチングのシステムとして開発されているが、オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会及び都外都団体の電子入札機能を有する独自のシステムとなっている。また、電子入札機能に着目すると、都の電子入札のシステムとして「東京都電子調達システム」や、東京電子自治体共同運営による「電子調達サービス」があるが、それらにはない、都外都団体の電子入札機能を有するところに特徴がある。

「ビジネスチャンス・ナビ 2020」の電子入札機能の開発については、基本機能及び民間受発注機能の開発も一部含めた上で算定すると、235 百万円の投資を行っており、当該投資を東京 2020 大会終了にかかわらず有効活用するため、電子入札機能の継続的な使用の可能性を検討する必要があります。

都は、電子入札機能について、東京 2020 大会終了後も継続して有効活用できるように、都外郭団体の利用増加に向けた働きかけにより発注案件を増加させ、サイト内の受発注取引の活性化を図る方向で検討を進めていることであった。

「ビジネスチャンス・ナビ 2020」は、電子入札機能のほか、民間企業同士のマッチング機能、情報提供機能を特徴の柱と位置付けており、都及び中小企業振興公社は、「ビジネスチャンス・ナビ 2020」のシステム開発に相応の投資がなされていることも踏まえ、ナビ全体としてより効果的なサイトとなるよう、基金事業である、中小企業世界発信プロジェクト事業終了後におけるナビ全体の方向性を検討されたい。

(2) 医工連携事業における医工連携人材育成について

都では、平成 29 年度より、都内中小企業の医工連携を推進する人材育成を目的とする講座を開設している。当該講座の受講対象は、東京都医工連携 HUB 機構（以下「医工連携 HUB」という。）に登録している都内の中小ものづくり企業及び製販企業である。

表 B1-7-3 医工連携人材の育成講座及びプログラム

プログラム名	概要	対象	平成 30 年度 受講者数	平成 30 年度 費用
医工連携人材 育成講座	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医工連携 ・ 法規制概論 ・ 開発事例紹介 ・ 医療機器の事業化 	医療機器産業又は医工連携に関心のある企業の従業員等	73 名	3,926 千円
医療機器開発 海外展開人材 育成プログラム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海外展開情報収集 ・ 臨床現場視察 ・ トレーニング機器操作 	アジア・新興国を中心とした医療機器の海外展開を目指す企業の従業員等	前期：6 名 後期：4 名	5,443 千円

医療機器開発 イノベーション 人材育成プログラム	・ 先端医療機器 ・ イノベーション創出 ・ プロセス ・ ビジネスプラン作成	イノベーション な医療機器の開 発を目指す企業 の従業員等	12 名	9,996 千円
(産業労働局作成資料より監査人が作成)				

表 B1-7-3 の講座は、中小企業の従業員等を対象としているが、このうち医工連携人材育成講座では、空きがあれば、大企業の従業員や、臨床機関、研究機関の職員も参加可能とのことであり、受講料はいずれも無料である。過去に実施した講座において、受講者もものづくり中小企業のみであった際、製販企業の受講生がおらず、議論が活発化しなかったという意見があったことである。

そうであれば、ものづくり中小企業と大手製販企業が同じ講座を受講する機会を設けることで、双方のマッチングの機会が増え、ものづくり中小企業の従業員にとって実践的な知識を吸収することができるというメリットがあると考えられる。

(意見 1-18) 医工連携人材の育成について

都では、都内中小企業の医工連携を推進する人材育成を目的とする講座を無料で開設しており、空きがあれば、東京都医工連携 HUB 機構（以下「医工連携 HUB」という。）に会員登録のある大企業の従業員や、臨床機関、研究機関の職員も参加可能としている。受講対象は、医工連携 HUB に登録している都内中小企業であるため、ものづくり中小企業の従業員しか参加しない場合、講座におけるグループ討議や意見交換の際に、議論が活発化しない場合がある。

ここで、ものづくり中小企業と大手製販企業が同じ講座を受講することは、双方のマッチングの機会が増え、ものづくり中小企業の従業員にとって実践的な知識を吸収することができるというメリットがある。そのため、欠員時にのみ、例外的に大手製販企業の従業員を受け入れるのではなく、規模の大小を問わず、一定数の製販企業の従業員を受け入れるなど、受講者の構成を検討されたい。

8. 金融支援施策について

(1) 中小企業制度融資について

① 中小企業制度融資の概要

制度融資とは、地域の産業経済振興や企業の育成等を目的に、地方自治体によって作られている信用保証協会保証付き融資のシステムである。

制度融資の当事者は、地方自治体である都道府県や区市町村、融資申込者である中小企業や個人事業主等の小規模企業者、銀行・信用金庫等の民間金融機関、そして公的機関である信用保証協会となっている。

信用保証協会が、中小企業・小規模事業者の保証委託申込みに応じて保証を承諾し、金融機関から融資が実行されると、中小企業・小規模事業者の資格、借入金の使途、保証金額等一定の要件を備えた保証についてはすべて、中小企業信用保険法に基づく信用保険に付保される仕組みになっており、これを包括保証保険制度という。この場合、信用保証協会は、保険の種類ごとに定められた保険料を、株式会社日本政策金融公庫（以下「日本政策金融公庫」という。）に支払うことになっている。

信用保証協会の保証によって融資を受けた中小企業・小規模事業者が、所定期限までに金融機関へ借入金の返済を行わない場合、その事実が金融機関から信用保証協会に通知され、信用保証協会は、中小企業・小規模事業者に代わって金融機関に弁済する。

この代位弁済が、信用保険上の保険事故であり、この代位弁済額の70～90%（この率を保険填補率という。）を保険金として日本政策金融公庫から信用保証協会が受領する。信用保証協会はこの保険金を受領後、中小企業・小規模事業者からの弁済の都度、その回収金を保険填補率に応じて日本政策金融公庫に納付する。

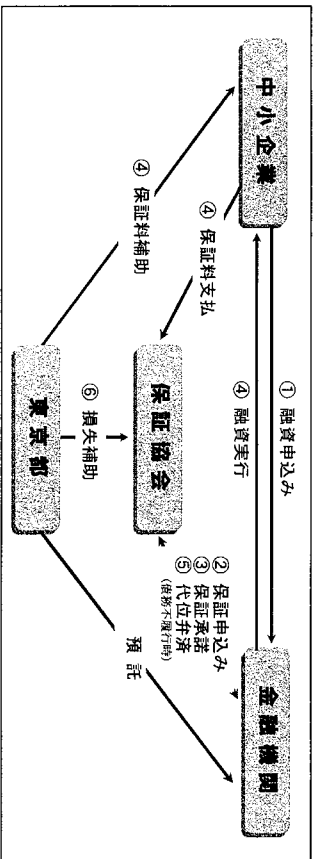
② 都の中小企業制度融資の状況

(i) 中小企業制度融資の仕組み

都の制度融資も、上記の制度融資の仕組みのように設計されており、都と東京信用保証協会（以下「保証協会」という。）と指定金融機関の三者協働のうえに成り立っており、都内の中小企業者が金融機関から融資を受けやすくすること

とを目的としている。

図 B1-8-1 中小企業制度融資の流れ



(ii) 中小企業制度融資の利用状況

都では、創業、事業拡大、経営安定化等のニーズに応じた様々な融資メニューを用意している。融資メニューごとの融資実行件数、融資実行額は、表 B1-8-1 のとおりである。

表 B1-8-1 中小企業制度融資の融資実行件数及び融資実行額の推移

融資制度区分	（単位：件数 件、実行額 百万円）				
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
小規模企業向け融資	14,134	14,186	13,916	14,401	19,481
一般事業資金融資	91,330	94,180	89,427	82,041	119,206
創業融資	11,805	14,441	13,324	10,479	10,819
産業力強化融資	225,318	297,210	271,846	193,772	216,219
経営支援融資	779	939	1,272	1,708	2,058
企業再生支援融資	4,761	6,533	9,284	12,263	16,669
融資	268	552	645	646	858
経営支援融資	5,703	8,953	12,112	13,361	20,368
企業再生支援融資	2,122	2,082	1,769	1,282	1,003
融資	38,820	41,087	34,513	23,693	18,820
企業再生支援融資	6,311	10,957	10,655	9,671	11,343
融資	194,762	338,117	332,342	287,150	338,140

災害復旧貸	件数	5	2	1	2	0
金融資	実行額	109	20	3	10	0
小計	件数	35,424	43,159	41,582	38,189	45,562
	実行額	560,803	786,098	749,528	612,288	729,423
一般保証付	件数	48,517	39,183	42,298	45,444	32,812
融資	実行額	517,636	386,229	397,589	500,054	376,684
合計	件数	83,941	82,342	83,880	83,633	78,374
	実行額	1,078,439	1,172,327	1,147,117	1,112,342	1,106,107

(産業労働局作成資料より監査人が作成)

③ 預託金方式と利子補給方式について

制度融資が、銀行等の民間金融機関が独自に行う融資と異なり、低い金利となつているのは、預託金や利子補給があるためである。

ここで預託金とは、地方自治体から制度融資に応じてくれる金融機関に対し、融資額等に応じて税金から貸し付けられる貸付金で、制度融資の原資として活用できるので、その分、金融機関の負担が軽くなる。

また、利子補給とは、同じく地方自治体が、本来利用者が支払うべき制度融資に掛かる金利の支払い負担分の一部をカバーするために使うもので、その原資も税金である。

都では、中小企業制度融資にあたり、一部のメニュー以外については、預託金方式を採用している。

表 B1-8-2 預託金子算額

融資制度区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
小規模企業向け融資	87,500	109,200	110,253	109,658	121,538
一般事業資金融資	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
創業融資	11,000	11,300	14,654	14,416	19,695
産業力強化融資	42,200	39,700	41,778	40,164	29,778
経営支援融資	129,800	110,300	104,455	105,662	69,220
企業再生支援融資	-	-	-	-	-
災害復旧資金融資	1,700	1,200	1,200	800	800
小計	273,200	272,700	273,340	271,700	242,031

(単位：百万円)

一般保証付融資	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400
合計	274,600	274,100	274,740	273,100	243,431

(産業労働局作成資料より監査人が作成)

表 B1-8-2 を見ると、都は、2,000 億円超を金融機関に預託金として預け入れられていることが分かる。

都に預託金方式を採用している理由、及び利子補給方式に変更することを検討したことがあるかについて質問したところ、融資件数から想定すると、膨大な事務量及びコストが発生することが明白であるため、利子補給方式を採用しないことについて検討はしていないものの、都としては、災害復旧資金融資を除いて、利子補給方式を採用していないとの回答であった。

④ 損失補助の審査について

中小企業・小規模事業者が、金融機関から受けた融資の返済を行うことができなかつた場合、保証協会が金融機関に代位弁済を行う。この代位弁済により取得した求償権のうち、一定の基準を満たしたものについて、都は、中小企業制度融資保証債務履行補助金（以下「損失補助」という。）を交付している。

表 B1-8-3 は、中小企業制度融資にかかる代位弁済額、損失補助額及び補助金回収額の推移である。

表 B1-8-3 代位弁済額、損失補助額及び補助金回収額の推移

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
代位弁済額	44,244,625	38,484,988	35,655,739	31,041,372	32,172,616
損失補助額	10,192,954	7,739,893	6,891,570	6,276,910	5,239,824
補助金回収額	462,575	576,567	503,537	439,218	501,622

(産業労働局作成資料より監査人が作成)

(単位：千円)

表 B1-8-3 をみると、損失補助額は年々減少傾向にあるものの、平成30年度においても、52 億円の補助金が保証協会に対して支払われている。

ここで、都が損失補助金を交付するまでの調査方法を見ていることとする。損失補助は、適正な支出を行うために、保証協会からの申請を受けてから補助金の支出まで、約1年にわたる詳細な調査を行っている。

1 年間の流れは、まず保証協会が、4 月から5月に申請案件の精査を行い、都に補助金交付申請を行う。その後、都職員による書面調査及び対面調査並びに専

専門家による書面調査及び対面調査を経て、補助金の使途につき、東京都信用保証補助審査会（以下「審査会」という。）に諮問している。

都職員による書面調査は、6月から翌年1月、対面調査は、7月から翌年1月に実施している。また、専門家による書面調査は、8月から翌年1月、対面調査は、12月から翌年1月に実施している。

それぞれの調査の調査対象、調査方法、調査項目は、表B1-8-4のとおりである。

表B1-8-4 補助対象案件の調査の概要

① 都職員による調査	
調査対象	全件
調査方法	債務者別資料等による書面及び補助事業者との対面による調査
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象の融資か ・業務方法書に債権の保証をしているか ・日本政策金融公庫の保険金の補てんがあるか ・補助金の金額算定に誤りがないか ・保証状況（保証時の財務状況、資金使途、業歴、保証回数、企業規模、回収条件等）に不審な点はないか ・代位弁済状況（事故原因、業況、期限の利益の喪失事由等）に不審な点はないか ・求償権管理状況（担保処分、資産状況、保証人の現状、相続状況、督促状況等）に不審な点はないか等
② 専門家（弁護士及び公認会計士）による調査	
調査対象	一定基準（保証直後、多数口、高額）による選定及び無作為抽出
調査方法	債務者別資料等による書面及び補助事業者との対面による調査
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ・資金使途に疑問な点はないか ・後向きな融資となっていないか ・事業計画等返済見込みがあるか ・事故原因に不審な点はないか ・担保価値と回収金額に差がないか等
③ 審査会（説明する案件）	
審査会では、専門家による調査が行われたものうち、特に説明すべき案件として、専門家が選定した案件について、主に保証の経緯、事故原因及び代位弁済後の状況等について説明している。委員による質問に回答する形式で審議され、審査会に付議された案件に係る補助金の使途の妥当性について答申がなされる。	

（産業労働局作成資料より監査人が作成）

都では、このように約1年にわたる詳細な調査を行った上で、年1回、審査会を開催している。

審査会では、長期にわたる詳細な調査の過程を報告するとともに、債務者別、案件別の保証の経緯、事故原因、代位弁済後の状況、償却理由等について、債務者ごとに審議案件の説明を行い、都は審査会の答申を受けた上で、補助金の決定を行っている。

平成30年度における事前調査及び審査会で説明の対象となった案件の件数は、表B1-8-5のとおりである。

表B1-8-5 平成30年度における補助対象案件の調査・説明件数

	債務者数（件）	案件数（件）	補助対象債務額（千円）
都職員による調査	2,785	5,289	5,250,439
専門家による調査	81	345	373,405
審査会における説明	25	119	142,709

（産業労働局作成資料より監査人が作成）

（注）随時、債務者からの回収金があるため、都職員による調査の補助対象債務額と表B1-8-3の損失補助額とは一致していない。

また、審査会の議事録により、審査会の開催状況をみると、表B1-8-6のとおりである。なお、具体的な債務者の状況説明部分に関しては、「東京都信用保証補助審査会運営要綱」第三の規定に基づき、非公開とされている。

表B1-8-6 審査会の開催状況（平成30年度）

開催日	平成31年2月8日（金曜日）
開催時間	15時00分から16時15分
出席状況	出席委員 9名、欠席委員 1名

（産業労働局作成資料より監査人が作成）

表B1-8-5を見ると、審査会の説明対象となっている債務者数は、調査対象2,785件中25件と0.9%である。つまり、審査会で説明対象としている案件は、より審議が必要な案件に絞られているといえる。

また、表B1-8-6を見ると、平成30年度の審査会の開催時間は、当初2時間を予定していたが、15時00分から16時15分までの1時間15分となった。審査会においては、都職員及び専門家による詳細な調査の過程や、債務者別、案件

（産業労働局作成資料より監査人が作成）

別の保証の経緯、事故原因、代位弁済後の状況、償却理由等を報告することを考えると、限られた時間の中で、要点をおさえた効率的な説明が求められるが、代位弁済後の中小企業及び連帯保証人からの回収可能性についての説明がなされていない案件も、一部見受けられた。

(意見 1-19) 中小企業制度融資における損失補助の審査について

都は、都内の中小企業者が、事業の活性化や経営の安定化等に必要資金を金融機関から円滑に調達できるように、国の「信用保証制度」を基盤として運営されている制度融資の枠組みを用いて、中小企業を支援している。この保証制度を使って借入れをした中小企業者が借入金を返済できなくなった場合、東京信用保証協会（以下「保証協会」という。）が借受者に代わって金融機関に弁済し、都は、保証協会が代位弁済により取得した求償権の一部について、補助を行っている。

都では、補助金の使途の公正妥当を期するため、保証債務履行損失補助を行うに当たり、東京都信用保証補助審査会（以下「審査会」という。）による審査を行っている。

平成 30 年度に実施された審査会は、25 債務者の案件について説明が行われたが、その開催時間は 1 時間 15 分であった。都職員及び専門家による詳細な調査の過程や、債務者別、案件別の保証の経緯、事故原因、代位弁済後の状況、償却理由等を報告することを考えると、要点をおさえて効率的に説明を行う必要があるが、代位弁済後の中小企業及び連帯保証人からの回収可能性についての説明がなされていない案件も、一部見受けられた。

産業労働局は、限られた時間の中で委員が十分な審査を行えるよう、特に、中小企業及び連帯保証人からの回収可能性についても、十分に審査会で説明されたい。

(2) フレンドを活用した中小企業支援について

① フレンドについて

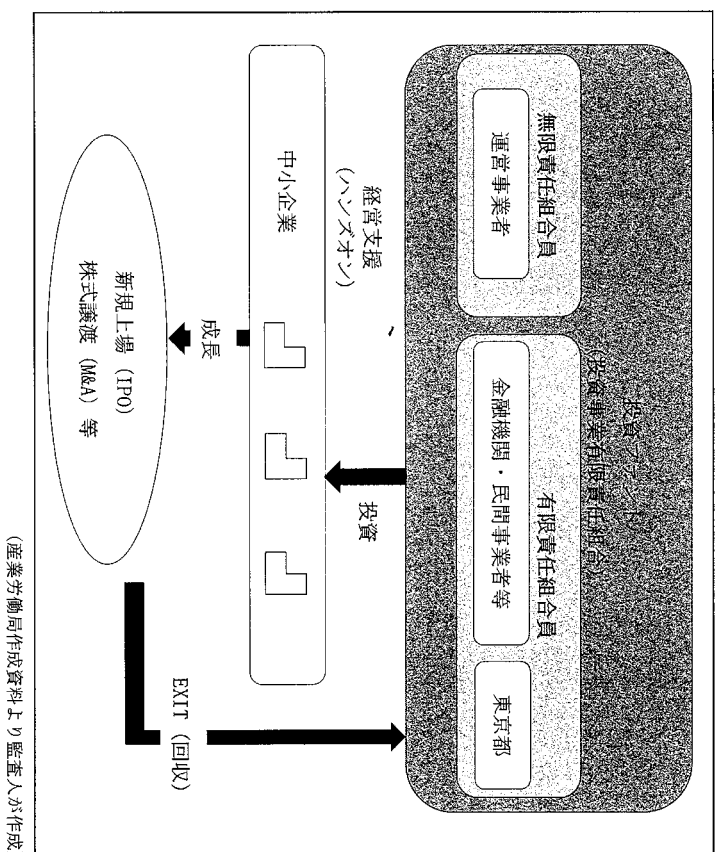
フレンドは、一般的に、投資家から集めたお金を一つの大きな資金としてまとめ、運用の専門家が、株式や債券などに投資・運用する商品で、その運用成果が、投資家それぞれの投資額に応じて分配される仕組みの金融商品である。集めた資金をどのような対象に投資するかは、フレンドごとの運用方針に基づき、専門家が決定している。

また、フレンドの運用成績は市場環境などによって変動し、フレンドの運用

によって生じた損益は、それぞれの投資額に応じて全て投資家に帰属することになる。

都が出資しているフレンドのスキームの一例は、図 B1-8-2 のとおりである。

図 B1-8-2 都が出資しているフレンドのスキームの一例



② 都が出資しているフレンド

都は、都内の中小企業振興に向けた多様な金融手法の一つとして、民間の事業者が運営するフレンドを活用し、中小企業に対する投資と経営支援を実施している。このフレンドの活用は、都の出資が民間からの出資の呼び水となり、都内の産業活動の活性化につながることも目指している。

都では、平成 30 年度時点で 4 本のフレンドへ出資している。それぞれのフレンドの概要は、表 B1-8-7 のとおりである。

表 B1-8-7 都が出資しているフアუნツドの概要

(単位：億円)

フアუნツド名	事業者名	出資年月	都の出資額	フアუნツド全体の出資額
事業承継支援フアუნツド	日本フアインベートエフイテイク株式会社	平成30年12月	25	68.5
ベンチャーフアუნツド	インキュベイトフアუნツド	平成29年12月	10	111
中小企業連携促進フアუნツド	株式会社トライハート・インベストメント	平成28年11月	30	216
東京都ベンチャー企業成長支援フアუნツド	大和企業投資株式会社	平成25年1月	20	55
	計		85	450.5

(産業労働局作成資料より監査人が作成)

③ フアუნツドの事業目的

都が出資している各フアუნツドの事業目的は、表 B1-8-8 のとおりである。

表 B1-8-8 都が出資しているフアუნツドの事業目的

フアუნツド名	事業目的
事業承継支援フアუნツド	企業経営者の高齢化が進み、事業承継が喫緊の課題となる中、東京都は、新たにフアუნツドを活用した支援を開始し、成長可能性を有する中小企業の事業承継を円滑に進めるとともに、事業承継を契機とした次なるステージへの成長を促進していく。
ベンチャーフアუნツド	IoTやAIなど先端技術を活用したイノベーション創出に向け、リスクが高く民間からの資金調達に難しい起業初期段階のベンチャーを主な投資対象とし、資金だけでなく経営面など、成長に必要な様々な面から支援する。
中小企業連携促進フアუნツド	優れた技術を持ちながら、経営資源の不足により単独での事業化が困難な中小企業と様々な主体（大学、大企業、日本各地の企業等）との連携を促進し、新たな分野に挑戦する中小企業の成長を後押しする。
東京都ベンチャー企業成長支援フアუნツド	有望な技術力を持つ、ものづくりベンチャー企業を対象に、資金・経営の両面から支援する。

(産業労働局作成資料より監査人が作成)

いずれのフアუნツドについても、必要な資金調達が容易でない中小企業やベンチャー企業に対して、フアუნツドへの出資を通じて支援することで、中小企業やベンチャー企業の成長を後押しすることを目的としている。また、都が出資することで、民間からの出資が促進されることが期待されている。

④ フアუნツドの情報公開について

都からフアუნツドへの出資額の源泉は、当然ながら都民の税金である。都がフアუნツドへ出資する目的は、中小企業やベンチャー企業の成長促進、民間資金の呼び水機能を担うことであり、フアუნツドへの出資は当該目的を達成するための手段の一つに過ぎない。そのため、フアუნツドへ出資して終わりということではなく、出資の目的の達成度合いを継続的にモニタリングし、もって都民への説明責任を果たす必要がある。

ここで、フアუნツドに関する情報提供の方法について質問したところ、局から以下の回答を得た。

【産業労働局からの回答】

金融部が出資しているフアუნツドは、ベンチャーや中小企業の支援を目的としており、情報公開に当たっては、支援先のベンチャーや中小企業の事業運営上の支障とならないよう慎重な配慮が求められます。フアუნツドからの支援を公表することで従業員や取引先、顧客等の関係者に大きな影響を与え、中小企業支援という本来の目的を損なうことのないよう十分に考慮する必要があると考えております。

しかしながら、フアუნツド出資の成功事例を周知することで中小企業事業者に対して多様な選択肢を示す意義は大きいとも考えており、フアუნツドマネージャー（以下「GP」という。）との交渉により、「事業承継支援フアუნツド」については、GPが投資先の同意を得たうえで、紹介記事を作成してGPのホームページに掲載し、都のホームページとの間にリンクを貼る形で公開しております。

守秘義務でも規定されておりますように、他の民間投資家や運営事業者等の、フアუნツドに関わる様々なステークホルダーの利益を守るといった観点からの配慮も合わせて、今後も、様々な公表手法を検討し、最適な公表に努めて行きたいと考えております。

局のホームページでは、フアუნツドの出資総額や運営事業者、フアუნツドの存続期間といった情報は公開されているものの、都以外の出資者やその数といった情報は公開されていない。その理由を局に確認したところ、「個人情報及び個別企業情報に当たるため開示は控えさせていただきます」とのことであった。しかし、都が